

## 製品事故に該当しない事例について（5月7日公表分）

平成19年5月7日  
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第4項に「製品事故」の定義が規定されています。この規定内容を御理解頂くため、「製品事故」に該当しない事例について、消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議頂いた結果を基に公表します。

なお、公表しました事例については、あくまでも、記載の状況が一致する事故であれば該当しないという趣旨であり、事故原因において、製品に起因する可能性が少しでも存在したり、事故原因に不明な点がある場合には、「製品事故」から除外することができませんので、御注意ください。

今後とも安定的な運用を図るため、事例を追加して御案内していくこととしております。

### 【参考】

消費生活用製品安全法（抄）

第2条 1～3（略）

4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- 二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

5（略）

1. 偶発的に発生した、又は不可抗力の事故であって、明らかに製品に起因しない事故

番号	消費生活用製品名	被害状況	事故内容
1	鏡(凹面鏡)	火災	化粧用の凹面鏡が日光を受けて反射し、居間の木製の窓枠が焦げた。
2	カイトサーフィン用カイト	重傷	カイトサーフィンをしていた男性が、突風にあおられ湖岸道路のガードレールに衝突し、足を骨折した。
3	催事用テント	重傷	こども会の野球大会で設置されたテントが竜巻で飛ばされ、7人がテントの下敷きになるなどし、うち1人が倒れる際に腕を骨折した。

2. 消費者の誤使用、不注意であって、明らかに製品に起因しない事故

番号	消費生活用製品名	被害状況	事故内容
1	豆炭火鉢	死亡	室内において火鉢で暖をとっていたところ、一酸化炭素中毒で四名が死亡した。発見されたときは、窓や戸は閉め切られた状態だった。
2	石油ストーブ(開放式・反射式)	火災	木造2階建て住宅で、干しておいた手袋が石油ストーブの上に落ちて火災になり、住宅を全焼した。
3	メジャー	重傷	測量作業中、線路を渡ろうとしたところ、手に持っていた長さ5メートルの伸縮式のメジャーが架線に接触し、感電、火傷をした。
4	釣り竿	死亡	鉄橋のそばで釣りをしていた被害者の釣り竿が誤って高圧線に触れ、感電死した。
5	がん具煙火	重傷	花火を揉みほぐし、ガラス瓶に入れ遊んでいた際、花火が爆発して、瓶を置いてあったテーブルの中央に穴が開き、部屋の天井の一部がめくれ、高校生1名が右目を失明し、2名が顔に怪我を負った。
6	カーディガン	死亡	調理中、ガスの火が衣服に引火し、これを消火しようとした人にも燃え移り2人とも死亡した。
7	ズボン(女性用)	重傷	通勤途上の団地の階段(踊り場の上13段、踊り場の下11段)の最上段から、ズボンの裾先が片方の足にからんで転倒・落下した。顔面の開放創により5針縫った。また、足を打撲し鼻骨の一部が欠けた。